

トップブランド商品創出事業商品開発アドバイス等業務 企画提案競技実施要領

1 目的

この要領は、トップブランド商品創出事業商品開発アドバイス等業務委託に関する企画提案競技の実施について、必要な事項を定めるものである。

2 業務の内容

- (1) 業務名 トップブランド商品創出事業商品開発アドバイス等業務
- (2) 仕様書 別添仕様書のとおり
- (3) 委託期間 契約締結の日から令和5年3月31日（金）まで
- (4) 委託料 3,093千円（消費税込み）以内
※委託料には、会議のための会場費、アドバイザーへの謝金等、委託業務に係る全ての経費を含む。

3 留意点

当該業務に係る予算については、青森県議会 令和4年2月第309回定例会に、令和4年度当初予算案として提案している。

そのため、議決された場合に契約を締結することとし、承認が得られない場合は契約を締結しない。

4 参加資格及び方法

(1) 企画コンペに参加できる者

次に掲げる条件を全て満たすこと。

- ①国内に営業拠点を有する団体であること。
- ②事業目的の達成及び事業の遂行に必要な経営基盤を有し、組織運営のための定款、規約等が定められており、事業の実施を見込める団体であること。
- ③特定の宗教活動や政治活動を実施していないこと。
- ④暴力団若しくは暴力団の統制下にある団体でないこと。

(2) 参加方法

別紙様式「トップブランド商品創出事業商品開発アドバイス等業務企画提案競技参加申込書」を令和4年3月18日（金）17時までに提出すること。

なお、郵送、ファクシミリの場合は、到着確認を行うこと。

5 企画提案書等の提出について

令和4年3月25日（金）17時までに企画提案書を7部及び見積書を1部提出すること。

(1) 企画提案書

- ・仕上りをA4サイズとする。縦使い・横使いは問わない。
- ・記載が必要な事項は以下のとおりとする。

①商品開発へのアドバイスの考え方

仕様書3(2)について、アドバイスを行う際のポイントや考え方(展開案・課題)等を記載すること。

②個別事例に基づく企画案

次の3つの素材のうちいずれか1つを使用した商品開発を進めると仮定し、下記の記載項目事項に関する具体的なアドバイス内容を商品企画案として作成すること。

【素材】

次の中から1つ選択すること。なお、各素材情報の収集は、参加者自身が行うこと。

- ・ゼネラル・レクラーク
- ・つるたスチューベン
- ・津軽の桃

【企画書記載事項】

- ・素材の選択理由及び価値判断
- ・商品開発に向けたアイデアやコンセプト整理等の商品設計に係るアドバイス内容
- ・商品化までの一連の展開
- ・商品開発後の知名度及びイメージ向上を図るための展開
- ・その他(商品開発に向けた課題等)

③実施体制

- ・業務を実施するための体制(社内及び連携する全ての会社、個人を含む)
- ・スタッフ全員のプロフィール
- ・アドバイザー候補者の概要

④実績

過去5年間に受託した同種又は類似の業務実績(官民間わない)

⑤その他特記事項

(2)経費見積額

消費税を含めた金額で見積もること。

6 審査会について

(1)実施方法

企画提案競技は書類審査とする。

(2)評価基準

- ・企画内容の的確性、実現性
- ・実施体制
- ・同種又は類似の業務実績

(3)審査結果の通知

- ・企画提案競技参加者に速やかに審査結果を通知する。
- ・審査結果についての異議申立は受け付けない。

7 質問事項について

企画提案競技に関する質疑は令和4年3月11日(金)17時までにファクシミリ、メールで受け付け、令和4年3月15日(火)までに質問者全員に回答する。

8 スケジュール

3月11日（金）	質問受付期限
3月18日（金）	参加申込書申込期限
3月25日（金）	企画提案書提出期限
3月28日（月）～29日（火）	書面審査
3月31日（木）	審査結果通知
4月上旬	委託候補先との打合せ、契約締結

9 その他

- (1) 企画提案競技に係る一切の費用は参加者が負担することし、企画提案書などの提出資料は返却しない。
- (2) 提出期限までに企画提案書が届かなかった場合は、いかなる理由をもっても企画提案競技に参加できない。
- (3) 企画提案書の差替え及び再提出、記載内容の変更は原則として認めない。
- (4) 提案数は、1社1案とする。

10 問合せ先・参加申込書提出先

〒030-8570

青森市長島一丁目1-1

青森県農林水産部総合販売戦略課 ブランド推進グループ

電話017-734-9573（直通）

FAX017-734-8158

メール hanbai@pref.aomori.lg.jp